

平成 28 年 12 月 20 日

## 「輸出向け製材品の仕様書（案）」の検討・作成について

一般社団法人 日本木材輸出振興協会

### 1. 背景・目的

素材主体の輸出現状から加工度の高い半製品・製品の輸出への転換、海外市場における主要林産物輸出国の針葉樹木材製品との差別化を図るため、海外現地のニーズや技術を踏まえながら、わが国の加工技術を活かして、技術、品質の両面で市場優位性があると考えられる木材製品の開発、販路開拓、ブランド化並びに質的・量的な安定供給は、避けて通れない重要な課題である。この重要課題を解決するためには、輸出向け製品の仕様の確立は、有効である。

こうした認識の下に、当協会は、林産物供給等振興事業のうち木材製品輸出特別支援事業（平成 27 年度農林水産省補正事業）において、日本産製材品の輸出拡大を図ることを目的とした「輸出向け製材品の仕様書」の検討・作成を行った。

「輸出向け製材品の仕様書」（以下、「仕様書」と略称する）の検討・作成にあたっては、輸出向け新たな木材製品仕様等作成検討委員会の助言の下に、わが国の製材の加工技術、製材品の製造状況並びに製材の日本農林規格の実態等を踏まえ、さらに中国大陸、台湾のニーズや技術、現地で製造された製材品や輸入品の主要品目の流通状況、製材関連規格を調査した結果に基づいて作成した。

今後、調査対象地域の増加など、更なる調査・検討を重ね、この仕様書案を見直すとともに、輸出先、日本国内における試作、試用、宣伝、普及に取り組み、輸出向けの業界規格として展開していく所存である。

### 2. 検討・作成のための活動について

この仕様書案の検討・作成にあたり、次の委員からなる検討委員会を設置し、平成 28 年に中国広東省、台湾の宜蘭、基隆などでの現地調査や現地関係者との意見交換を実施するとともに、検討会議を 5 回開催した。

輸出向け新たな木材製品仕様等作成検討委員会 委員

氏 名		所属・職名
委員長	長尾 博文	(国研) 森林総合研究所* 構造利用研究領域 強度性能評価担当チーム長
委 員	伊神 裕司	(国研) 森林総合研究所 加工技術研究領域 木材機械加工研究室長

\* 現 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所

加藤 英雄	(国研) 森林総合研究所 構造利用研究領域材料接合室 主任研究員
神谷 文夫	セイホク株式会社 技師長、(研) 森林総合研究所 フェロー
佐川 広興	国産製材協会 会長、協和木材株式会社 代表取締役
清水 眞長	一般社団法人 全国木材・検査研究協会 検査部長
松岡 秀尚	中国木材株式会社 管理部長
丁 廷文	(中国) 全国木材標準化技術委員会製材品分技術委員会 秘書長
黄 在華	(中国) 黒龍江省林業科学院木材科学研究所 研究員 中国林学会木材工業分会製材研究会 秘書長
陳 豊熙	(台湾) 台湾区木材工業同業公会 会長、聯美林業股份有限公司 董事長
王 松永	(台湾) 台湾大学森林環境・資源学系 名誉教授

#### オブザーバー

氏 名	所 属・職 名
福嶋 貢史	林野庁林政部木材利用課 課長補佐
中熊 靖	農林水産省 食料産業局 食品製造課 食品規格室 課長補佐
小木曾純子	林野庁林政部木材利用課 木材専門官
佐藤 宏治	(独) 農林水産消費安全技術センター 規格検査部商品調査課 専門調査官

#### 事務局

氏 名	所 属・職 名
井上 幹博	一般社団法人日本木材輸出振興協会 事務局長
趙 川	一般社団法人日本木材輸出振興協会 業務課長

### 3. 輸出対象地域について

仕様書は、現時点では日本産製材品の輸出対象地域を中国大陸、台湾向けとしているが、今後、事業の実施や現地調査の対象地域が広げられる場合は、ヒノキ需要の大きい韓国等についても仕様書案の適合性などを検討していくことが有意義だと考えられる。

### 4. 対象樹種について

仕様書は、スギ、ヒノキ、カラマツ、エゾマツ、トドマツ、アカマツを対象樹種とした。これらの樹種は日本産の主要な針葉樹であり、輸出向け製材品の製造に対し十分な森林資源量を供給することができると考えられる。

### 5. 標準材長について

仕様書は、国産材の製材品の一般流通材を参考に、2 m、3 m、4 mを標準材長とした。

## 6. 断面寸法について

断面寸法は、国内の製材工場において支障なく生産できることを想定して、「製材の日本農林規格」に示されている構造用製材の標準断面寸法から製造上、使用上の観点から不必要と考えられるものを削除し、下地用製材として使用される短辺が 9 mm、12 mm のものを追加した。また、枠組壁工法建物の構造部材や他用途に転用される製材として 2 × 4 製材の断面寸法を併記した。

## 7. 寸法の許容範囲について

「製材の日本農林規格」に示されている寸法の許容範囲(別紙 2 参照)のうち、構造用製材の規定を採用した。また、乾燥材を仕上げ材、未仕上げ材に分けて設定した。ただし、寸法の大きさごとに細かい設定が必要か、また、構造用製材の日本農林規格では SD15 のみマイナスを許容 (-0.5mm) しているが、本仕様書でマイナスの許容を規定するかについては今後中国等のニーズを調査し、議論する必要がある。

## 8. 含水率基準について

「製材の日本農林規格」に示されている乾燥材区分(別紙 3 参照)のうち、それぞれ 1 区分ずつを採用した。ただし、構造用製材のみ D25 を追加した。

## 9. 材面の品質基準について

「製材の日本農林規格」のうち、甲種構造材及び乙種構造材の 2 級、3 級、造作用製材の無節、上小節、並、下地用製材の 1 級、2 級を採用し、構造用製材 A (A-1、A-2)、構造用製材 B (B-1、B-2)、造作用製材 (無節、上小節、並)、下地用製材 (1、2) の等級及び品質基準とした(表 7-1、表 7-2、表 7-3、表 7-4)。各製材の等級名(仮称)が適切か、各品質基準の項目の必要性及び具体的内容については今後議論することが必要である。ただし、構造用製材の A-1 及び B-1 の仕上げ材の曲がり、採用した JAS の 2 級の基準値が大きいため、より厳しい 1 級の基準値を採用した。

## 10. 仕様書作成のための参考資料

仕様書の検討・作成には、別紙 1～別紙 4 の資料を参考した。

別紙 1

「製材の日本農林規格」に示されている用途別製材の標準寸法  
造作用製材の標準寸法

木口の短辺 (mm)	木口の長辺 (mm)															材長 (m)						
12				45			75	90	105	120	150	180	210	240	270	300	1.82	2.00	3.00	3.65	4.00	
15				45			75	90	105	120	150	180	210	240	270	300	1.82	2.00	3.00	3.65	4.00	
18				45			75	90	105	120	150	180	210	240	270	300	1.82	2.00	3.00	3.65	4.00	
24	30			45			75	90	105	120	150	180	210	240	270	300		2.00	3.00	3.65	4.00	
30	30	33	36	45	55	60		90	105	120	150	180	210	240	270	300	1.82	2.00	3.00	3.65	4.00	
33		33						90	105	120	150	180	210	240	270	300		2.00	3.00		4.00	
36			36	45	55	60		90	105	120	150	180	210	240	270	300			2.00	3.00		4.00
40				45	55			90	105	120	150	180	210	240	270	300		2.00	3.00	3.65	4.00	
45				45	55	60	75	90	105	120							1.82	2.00	3.00	3.65	4.00	
50								90	105	120										3.00	3.65	4.00
55								90	105	120							1.82	2.00	3.00	3.65	4.00	
60								90	105	120							1.82	2.00	3.00	3.65	4.00	

構造用製材の標準寸法

木口の短辺 (mm)	木口の長辺 (mm)																								
15											90		105	120											
18											90		105	120											
21											90		105	120											
24											90		105	120											
27				45		60		75			90		105	120											
30			39	45		60		75			90		105	120											
36	36		39	45		60	66	75			90		105	120											
39			39	45		60		75			90		105	120											
45				45	55	60		75			90		105	120											
60						60		75			90		105	120											
75								75			90		105	120											
80									80		90		105	120											
90										90		105	120	135	150	180		210	240	270	300	330	360		
100												100	105	120	135	150	180		210	240	270	300	330	360	390
105													105	120	135	150	180		210	240	270	300	330	360	390
120														120	135	150	180		210	240	270	300	330	360	390
135															135	150	180		210	240	270	300	330	360	390
150																150	180		210	240	270	300	330	360	390
180																	180		210	240	270	300	330	360	390
200																		200	210	240	270	300	330	360	390
210																			210	240	270	300	330	360	390
240																				240	270	300	330	360	390
270																					270	300	330	360	390
300																						300	330	360	390

下地用製材の標準寸法

木口の短辺 (mm)	木口の長辺 (mm)															材長 (m)									
9						75		90	105	120	135	150	180	210	240	270	300	1.82	2.00	3.00		4.00			
12						75	80	90	105	120	135	150	180	210	240	270	300	1.82	2.00	3.00	3.65	4.00			
15						75		90	105	120	135	150	180	210	240	270	300	1.82	2.00	3.00	3.65	4.00			
18	36			45	55	75		90	105	120	135	150	180	210	240	270	300	1.82	2.00	3.00	3.65	4.00			
21	36			45	55														2.00	3.00		4.00			
24	36			45	55															1.82	2.00	3.00	3.65	4.00	
36	36			45																	2.00	3.00	3.65	4.00	
40		40																				2.00	3.00		4.00
45					55													1.82	2.00	3.00	3.65	4.00			

「製材の日本農林規格」に示されている用途別製材の寸法の許容範囲

構造用製材の寸法の許容範囲

単位：mm

区分	短辺及び長辺	許容範囲
仕上げ材	75mm未満	+1.5 -0
	75mm以上	+2.0 -0
未仕上げ材	75mm未満	+1.5 -0
	75mm以上105未満	+2.0 -0
	105mm以上	+5.0 -0
未乾燥材	75mm未満	+2.0 -0
	75mm以上105未満	+3.0 -0
	105mm以上	+5.0 -0
材 長		+制限なし -0

※ただし、仕上げ材のSD15については-0を-0.5に読み替える。

造作用製材の寸法の許容範囲

単位：mm

区分	短辺及び長辺	許容範囲
仕上げ材	75mm未満	+1.0 -0
	75mm以上	+1.5 -0
未仕上げ材	75mm未満	+2.0 -0
	75mm以上105未満	+3.0 -0
	105mm以上	+5.0 -0
未乾燥材		+制限なし -0
材 長		+制限なし -0

※ただし、仕上げ材のSD15については-0を-0.5に読み替える。

下地用製材の寸法の許容範囲

単位：mm

区分	短辺及び長辺	許容範囲
仕上げ材	75mm未満	+1.0 -0
	75mm以上	+1.5 -0
未仕上げ材	75mm未満	+2.0 -0
	75mm以上	+3.0 -0
未乾燥材		+制限なし -0
材 長		+制限なし -0

※ただし、仕上げ材のSD15については-0を-0.5に読み替える。

「製材の日本農林規格」に示されている用途別製材の乾燥材区分と含水率基準

構造用製材の乾燥材区分と含水率基準

区 分		基 準
仕上げ材	SD15と表示するもの	15%以下
	SD20と表示するもの	20%以下
未仕上げ材	D15と表示するもの	15%以下
	D20と表示するもの	20%以下
	D25と表示するもの	25%以下

造作用製材の乾燥材区分と含水率基準

区 分		基 準
仕上げ材	SD15と表示するもの	15%以下
	SD18と表示するもの	18%以下
未仕上げ材	D15と表示するもの	15%以下
	D18と表示するもの	18%以下

下地用製材の乾燥材区分と含水率基準

区 分		基 準
仕上げ材	SD15と表示するもの	15%以下
	SD20と表示するもの	20%以下
未仕上げ材	D15と表示するもの	15%以下
	D20と表示するもの	20%以下

## 「製材の日本農林規格」に示されている用途別製材材面の品質基準

## 構造用製材甲種 I の品質基準

区 分		基 準		
		1級	2級	3級
節(材面における欠け、きず及び穴を含む。)		径比が20%(円柱類にあっては、17%)以下であること。	径比が40%(円柱類にあっては、35%)以下であること。	径比が60%(円柱類にあっては、53%)以下であること。
		集中節の径比にあっては、上記基準の1.5倍以下とする。		
丸身(りょう線の上に存する欠け及びきずを含む。以下この項から第8条までにおいて同じ。)		10%以下であること。	20%以下であること。	30%以下であること。
貫通割れ	木口	木口の長辺の寸法以下であること。	木口の長辺の寸法の1.5倍以下であること。	木口の長辺の寸法の2.0倍以下であること。
	材面	ないこと。	材長の1/6以下であること。	材長の1/3以下であること。
目まわり		木口の短辺の寸法の1/2以下であること。	同左	—
繊維走行の傾斜比		1:12以下であること。	1:8以下であること。	1:6以下であること。
平均年輪幅(ラジアタパインを除く。)		6mm以下であること。	8mm以下であること。	10mm以下であること。
髄心部又は髄(ラジアタパインに限る。)		髄の中心から半径50mm以内の部分の年輪界がないこと。	同左	同左
腐朽		ないこと。	1 程度の軽い腐れ(腐れ部分が軟らかくならないものをいう。以下同じ。)の面積が腐れの存する材面の面積の10%以下であること。 2 程度の重い腐れ(腐れ部分が軟らかくなっているものをいう。以下同じ。)がないこと。	1 程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の30%以下であること。 2 程度の重い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の10%以下であること。
曲がり		極めて軽微なこと。	軽微なこと。	顕著でないこと。
狂い及びその他の		軽微なこと。	顕著でないこと。	利用上支障のないこ

構造用製材甲種Ⅱの品質基準

区分		基準			
		1級	2級	3級	
節(材面における欠け、きず及び穴を含み、集中節を除く。以下この項において同じ。)	狭い材面	径比が20%以下であること。	径比が40%以下であること。	径比が60%以下であること。	
	広い材面	材縁部	径比が15%以下であること。	径比が25%以下であること。	径比が35%以下であること。
		中央部	径比が30%以下であること。	径比が40%以下であること。	径比が70%以下であること。
	円柱類の材面	径比が17%以下であること。	径比が35%以下であること。	径比が53%以下であること。	
集中節(材面における欠け、きず及び穴を含む。以下この項において同じ。)	狭い材面	径比が30%以下であること。	径比が60%以下であること。	径比が90%以下であること。	
	広い材面	材縁部	径比が20%以下であること。	径比が40%以下であること。	径比が50%以下であること。
		中央部	径比が45%以下であること。	径比が60%以下であること。	径比が90%以下であること。
	円柱類の材面	径比が26%以下であること。	径比が53%以下であること。	径比が79%以下であること。	
丸身		10%以下であること。	20%以下であること。	30%以下であること。	
貫通割れ	木口	木口の長辺の寸法以下であること。	木口の長辺の寸法の1.5倍以下であること。	木口の長辺の寸法の2.0倍以下であること。	
	材面	ないこと。	材長の1/6以下であること。	材長の1/3以下であること。	
目まわり		木口の短辺の寸法の1/2以下であること。	同左	—	
繊維走行の傾斜比		1:12以下であること。	1:8以下であること。	1:6以下であること。	
平均年輪幅(ラジアタパインを除く。)		6mm以下であること。	8mm以下であること。	10mm以下であること。	
髓心部又は髓(ラジアタパインに限る。)	木口の長辺が240mm未満のもの	髓の中心から半径50mm以内の部分の年輪界がないこと。	同左	同左	
	木口の長辺が240mm以上のもの	木口の長辺に係る材面におけるりょう線から材面の幅の1/3の距離までの範囲において髓の中心から半径50mm以内の部分の年輪界がないこと。	同左	同左	
腐朽		ないこと。	1 程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の10%以下であること。 2 程度の重い腐れがないこと。 3 土台用にあつては、腐れがないこと。	1 程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の30%以下であること。 2 程度の重い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の10%以下であること。 3 土台用にあつては、腐れがないこと。	
曲がり		0.2%以下であること。ただし、仕上げ材にあつては、0.1%以下であること。	0.5%以下であること。ただし、仕上げ材にあつては、0.2%以下であること。	同左	
狂い及びその他の欠		軽微なこと。	顕著でないこと。	利用上支障のないこと。	



乙種構造材の品質基準

区 分	基 準		
	1級	2級	3級
節	径比が30%以下であること。ただし、円柱類にあっては、径比が26%以下であること。	径比が40%以下であること。ただし、円柱類にあっては、径比が35%以下であること。	径比が70%以下であること。ただし、円柱類にあっては、径比が62%以下であること。
集中節	径比が45%以下であること。ただし、円柱類にあっては、径比が39%以下であること。	径比が60%以下であること。ただし、円柱類にあっては、径比が53%以下であること。	径比が90%以下であること。ただし、円柱類にあっては、径比が79%以下であること。
丸身	10%以下であること。	20%以下であること。	30%以下であること。
貫通割れ	木口	木口の長辺の寸法以下であること。	木口の長辺の寸法の1.5倍以下であること。
	材面	ないこと。	材長の1/6以下であること。
目まわり	木口の短辺の寸法の1/2以下であること。	同左	—
繊維走行の傾斜比	1:12以下であること。	1:8以下であること。	1:6以下であること。
平均年輪幅(ラジアタパインを除く。)	6mm以下であること。	8mm以下であること。	10mm以下であること。
髄心部又は髄(ラジアタパインに限る。)	木口の長辺が240mm未満のもの	髄の中心から半径50mm以内の部分の年輪界がないこと。	同左
	木口の長辺が240mm以上のもの	木口の長辺に係る材面におけるりょう線から材面の幅の1/3の距離までの範囲において髄の中心から半径50mm以内の部分の年輪界がないこと。	同左
腐朽	ないこと。	1 程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の10%以下であること。 2 程度の重い腐れがないこと。	1 程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の30%以下であること。 2 程度の重い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の10%以下であること。
曲がり	0.2%以下であること。ただし、仕上げ材にあっては、0.1%以下であること。	0.5%以下であること。ただし、仕上げ材にあっては、0.2%以下であること。	同左
狂い及びその他の欠	軽微なこと。	顕著でないこと。	利用上支障のないこと。

造作用製材の品質基準

区分	基準			
	無節	上小節	小節	並
節	ないこと。	長径が10mm(生き節以外の節にあつては、5mm)以下であつて、かつ、材長が2m未満のものにあつては3個以内、材長が2m以上のものにあつては4個(木口の長辺が210mm以上のものにあつては、6個)以内であること。	長径が20mm(生き節以外の節にあつては、10mm)以下であつて、かつ、材長が2m未満のものにあつては5個以内、材長が2m以上のものにあつては6個(木口の長辺が210mm以上のものにあつては、8個)以内であること。	長径が20mmを超え、かつ、長径が木口の長辺の70%以下であること。
丸身	ないこと。	同左	同左	同左
腐朽、虫穴及び	ないこと。	同左	同左	軽微であること。
割れ	貫通割れ	木口 材面の長辺の寸法以下であること。	同左	同左
	材面の短小割れ	ないこと。	同左	同左
曲がり	木口の短辺及び木口の	割れの長さの合計が材長の5%以下であること。	割れの長さの合計が材長の10%以下でつかまること。	同左
	上記以外の寸法のもの	0.5%以下であること。	1.0%以下であること。	同左
そり(幅ぞりを含む。)又はねじれ	0.2%以下であること。	0.4%以下であること。	同左	同左
欠け、きず、穴、入り皮及びやに	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。	同左
変色、あて、かびその他の欠点	ないこと。	極めて軽微であること。	軽微であること。	同左
	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。	同左

下地用製材の品質基準

区分	基準	
	1級	2級
節(材面における欠け、きず及び穴を含む。)	径比が30%以下であること。	径比が60%以下であること。
丸身	30%以下であること。	50%以下であること。
貫通割れ	木口	木口の長辺の1.5倍以下であること。
	材面	材長の1/6以下であること。
曲がり	木口の短辺及び木口の長辺が75mm以下のもの、又は木口の長辺が75mmを超え、かつ、木口の短辺が30mm以下のもの	材長の1/3以下であること。
	上記以外の寸法のもの	1.0%以下であること。
そり(幅ぞりを含む。)又はねじれ	0.5%以下であること。	1.0%以下であること。
腐朽、変色、入り皮、やに、かび、あてその他の欠点	軽微であること。	顕著でないこと。
	軽微であること。	顕著でないこと。

# 輸出向け製材品の仕様書（案）

試案作成：平成 28 年 12 月 20 日  
一般社団法人 日本木材輸出振興協会

## 第 1 適用の範囲

この仕様書は、日本国内で製造する製材品（以下、「日本産製材品」と称する）に適用する。また、この仕様書に定める日本産製材品の輸出対象地域は次のとおりとする。

中国大陸、台湾

## 第 2 対象の樹種

この仕様書に定める日本産製材品の対象樹種は次のとおりとする。

スギ、ヒノキ、カラマツ、エゾマツ、トドマツ、アカマツ

## 第 3 定義

この仕様書において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
構造用製材	建築物の構造耐力上主要な部分に使用することを目的とした製材品をいう。このうち、はり・けたのように曲げ部材として使用されることを主な目的とした製材を構造用製材 A、柱のように圧縮部材として使用されることを主な目的とした製材を構造用製材 B とする。
造作用製材	建築物の敷居、鴨居、壁や家具など、造作に使用することを主な目的とした製材品をいう。
下地用製材	建築物の屋根、床、壁等の下地に使用することを主な目的とした製材品をいう。
仕上げ材	乾燥後、修正挽き又は材面調整を行い、寸法仕上げをした製材品をいう。
未仕上げ材	乾燥後、寸法仕上げをしていない製材品をいう。

なお、木材欠陥等を示すその他の用語は、「製材の日本農林規格」等による。

## 第 4 標準寸法

標準寸法とは、一般流通材の標準的な寸法を示したものであり、これ以外の寸法を妨げるものではない。ただし、標準寸法以外の寸法の製材品は特注品として位置づけられるため、標準寸法の製材品に比べて割高になることがある。

【標準材長】 この仕様書に定める日本産製材の標準材長は以下のとおりとする。

2m、3m、4m

【断面寸法】 この仕様書に定める断面寸法は表 4-1、表 4-2 のとおりとする。

表 4-1 標準断面寸法 (1)

単位：mm

短辺	長辺															
9					75	90	105	120								
12					75	90	105	120								
15						90	105	120								
18						90	105	120								
21						90	105	120								
24						90	105	120								
27			45	60	75	90	105	120								
30			45	60	75	90	105	120								
36	36	39	45	60	75	90	105	120								
39		39	45	60	75	90	105	120								
45			45	60	75	90	105	120								
60				60	75	90	105	120								
75					75	90	105	120								
90						90	105	120	135	150	180	210	240	270	300	
105							105	120	135	150	180	210	240	270	300	
120								120	135	150	180	210	240	270	300	

表 4-2 標準断面寸法 (2)

単位：mm

	短辺	長辺
204	38	89
206	38	140
208	38	184
210	38	235
212	38	286

第 5 寸法の許容範囲

この仕様書に定める日本産製材品の表示された寸法の許容範囲は次のとおりとする。

表 5 寸法の許容範囲

単位：mm

区分	短辺及び長辺	許容範囲
仕上げ材	75mm未満	+1.5 -0
	75mm以上	+2.0 -0
未仕上げ材	75mm未満	+1.5 -0
	75mm以上105未満	+2.0 -0
	105mm以上	+5.0 -0
未乾燥材	75mm未満	+2.0 -0
	75mm以上105未満	+3.0 -0
	105mm以上	+5.0 -0
材 長		+制限なし -0

第 6 含水率

この仕様書に定める日本産製材の乾燥材の区分及び含水率の基準は次のとおりとする。

表 6 乾燥材の区分及び含水率基準

		区 分	含水率基準
構造用製材	未仕上げ材	D20	20%以下
	未仕上げ材	D25	25%以下
	仕上げ材	SD20	20%以下
造作用製材	未仕上げ材	D15	15%以下
	仕上げ材	SD15	15%以下
下地用製材	未仕上げ材	D20	20%以下
	仕上げ材	SD20	20%以下

※乾燥材の表示がない場合は未乾燥材

## 第 7 材面の品質

構造用製材 A、構造用製材 B、造作用製材、下地用製材について、等級ごとの材面の品質は、次の基準のとおりとする。なお、各品質基準の測定方法は、「製材の日本農林規格(最終改正：農林水産省告示 1920 号、平成 25 年 6 月 12 日)」の第 9 条測定方法に従うものとする。

表 7-1 構造用製材 A の品質基準

区 分		基 準		
		A-1	A-2	
節(材面における欠け、きず及び穴を含み、集中節を除く。以下この項において同じ。)	狭い材面	径比が40%以下であること。	径比が60%以下であること。	
	広い材面	材縁部	径比が25%以下であること。	径比が35%以下であること。
		中央部	径比が40%以下であること。	径比が70%以下であること。
集中節(材面における欠け、きず及び穴を含む。以下この項において同じ。)	狭い材面	径比が60%以下であること。	径比が90%以下であること。	
	広い材面	材縁部	径比が40%以下であること。	径比が50%以下であること。
		中央部	径比が60%以下であること。	径比が90%以下であること。
丸身		20%以下であること。	30%以下であること。	
貫通割れ	木口	木口の長辺の寸法の1.5倍以下であること。	木口の長辺の寸法の2.0倍以下であること。	
	材面	材長の1/6以下であること。	材長の1/3以下であること。	
目まわり		木口の短辺の寸法の1/2以下であること。	—	
繊維走行の傾斜比		1:8以下であること。	1:6以下であること。	
平均年輪幅		8mm以下であること。	10mm以下であること。	
腐朽		1 程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の10%以下であること。 2 程度の重い腐れがないこと。 3 土台用にあつては、腐れがないこと。	1 程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の30%以下であること。 2 程度の重い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の10%以下であること。 3 土台用にあつては、腐れがないこと。	
曲がり		0.2%以下であること。ただし、仕上げ材にあつては、0.1%以下であること。	0.5%以下であること。ただし、仕上げ材にあつては、0.2%以下であること。	
狂い及びその他の欠点		顕著でないこと。	利用上支障のないこと。	

表 7-2 構造用製材 B の品質基準

区 分	基 準		
	B-1	B-2	
節	径比が40%以下であること。	径比が70%以下であること。	
集中節	径比が60%以下であること。	径比が90%以下であること。	
丸身	20%以下であること。	30%以下であること。	
貫通割れ	木口	木口の長辺の寸法の1.5倍以下であること。	木口の長辺の寸法の2.0倍以下であること。
	材面	材長の1/6以下であること。	材長の1/3以下であること。
目まわり	木口の短辺の寸法の1/2以下であること。	—	
繊維走行の傾斜比	1:8以下であること。	1:6以下であること。	
平均年輪幅	8mm以下であること。	10mm以下であること。	
腐朽	1 程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の10%以下であること。 2 程度の重い腐れがないこと。	1 程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の30%以下であること。 2 程度の重い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の10%以下であること。	
曲がり	0.2%以下であること。ただし、仕上げ材にあつては、0.1%以下であること。	0.5%以下であること。ただし、仕上げ材にあつては、0.2%以下であること。	
狂い及びその他の	顕著でないこと。	利用上支障のないこと。	

表 7-3 造作用製材の品質基準

区 分		基 準		
		無節	小節	並
節		ないこと。	長径が20mm(生き節以外の節にあつては、10mm)以下であつて、かつ、材長が2m未満のものにあつては5個以内、材長が2m以上のものにあつては6個(木口の長辺が210mm以上のものにあつては、8個)以内である	長径が20mmを超え、かつ、長径が木口の長辺の70%以下であること。
丸身		ないこと。	同左	同左
腐朽、虫穴及び髓心		ないこと。	同左	軽微であること。
割れ	貫通割れ	木口	木口の長辺の寸法以下であること。	同左
		材面	ないこと。	同左
	材面の短小割れ	割れの長さの合計が材長の5%以下であること。	割れの長さの合計が材長の10%以下でつかまること。	同左
曲がり	木口の短辺及び木口の長辺が75mm以下のもの、又は木口の長辺が75mmを超え、かつ、木口の短辺が30mm以下のもの	0.5%以下であること。	1.0%以下であること。	同左
	上記以外の寸法のもの	0.2%以下であること。	0.4%以下であること。	同左
そり(幅ぞりを含む。)又はねじれ		極めて軽微であること。	顕著でないこと。	同左
欠け、きず、穴、入り皮及びやにつぼ		ないこと。	軽微であること。	同左
変色、あて、かびその他の欠点		極めて軽微であること。	顕著でないこと。	同左

表 7-4 下地用製材の品質基準

区 分		基 準	
		1級	2級
節(材面における欠け、きず及び穴を含む。)		径比が30%以下であること。	径比が60%以下であること。
丸身		30%以下であること。	50%以下であること。
貫通割れ	木口	木口の長辺の1.5倍以下であること。	木口の長辺の2.0倍以下であること。
	材面	材長の1/6以下であること。	材長の1/3以下であること。
曲がり	木口の短辺及び木口の長辺が75mm以下のもの、又は木口の長辺が75mmを超え、かつ、木口の短辺が30mm以下のもの	1.0%以下であること。	1.5%以下であること。
	上記以外の寸法のもの	0.5%以下であること。	1.0%以下であること。
そり(幅ぞりを含む。)又はねじれ		軽微であること。	顕著でないこと。
腐朽、変色、入り皮、やにつぼ、かび、あてその他の欠点		軽微であること。	顕著でないこと。

## 第 8 表示事項

この仕様書に定める日本産製材品は次の事項を表示する。

- ① 樹種名 (スギ、ヒノキ、カラマツなど)
- ② 製材品の種類  
(構造用製材 A、構造用製材 B、造作用製材、下地用製材のいずれかを表示)
- ③ 等級
- ④ 寸法 (木口の短辺、長辺、材長)
- ⑤ 乾燥材 (乾燥材である場合はその区分を表示。)
- ⑥ 製造者又は販売(輸出)業者の氏名及び名称